

令和3年4月7日

保護者 様

安城市教育委員会
安城市立桜井中学校

「発熱等の風邪の症状がある場合の登校について」の対応の変更について

日頃は、本校の教育活動に対し深いご理解とご協力をいただき、誠に有難うございます。

2月28日に愛知県の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、愛知県教育委員会より「緊急事態措置解除後の県立学校等の対応について」が示されました。

それに伴い、9月16日及び11月2日付けで配布した文書「発熱等の風邪の症状がある場合の登校について」の内容を、新年度より下記のように変更いたします。

つきましては、新型コロナウイルス感染症から子どもたちを守り、学校で安心・安全な生活を送ることができるよう、ご理解、ご協力をお願いします。

記

1 発熱等の風邪の症状がある場合の登校について

- ・生徒本人に発熱等の風邪の症状がある場合は、登校を控えてください。
- ・生徒の同居家族に発熱等の風邪の症状がある場合や、同居家族が濃厚接触者に特定されている場合については、生徒本人に行動の制限はないことを踏まえ、生徒本人の登校に差し支えはありません。なお、新型コロナウイルスへの感染が心配なため、登校を控えさせたいという場合につきましては、その旨、学校にご相談ください。

2 その他

- ・生徒の同居家族が新型コロナウイルス感染症に罹患したり、濃厚接触者に特定されたりした場合は、今まで同様、学校にご連絡ください。
- ・「緊急事態措置解除後の県立学校等の対応について」は、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイトをご参照ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/coronavirus.html>)

問い合わせ先 教頭 杉浦 実憲
電話 0566-99-0028